

「第十一次山口市高齢者保健福祉計画・
第十次山口市介護保険事業計画」策定方針

令和8年5月

高齢福祉課・介護保険課

目次

計画の趣旨	1
1 計画の位置付け及び法的根拠	1
2 計画期間	1
3 策定にあたっての基本方針	1
(1) 2040年を見据えた中長期的視点に立った計画策	2
(2) 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保	2
(3) 地域包括ケアシステムの深化と自立支援・重度化防止の推進	2
(4) 医療・介護連携の推進	2
(5) 介護人材の確保と介護現場の生産性向上	2
(6) 認知症施策の推進	2
4 策定体制	3
(1) 市民参加	3
(2) 審議体制	3
(3) 庁内体制	3
5 策定スケジュール	4
資料「第10期介護保険事業計画における基本的な考え方や方向性」	5

「第十一次山口市高齢者保健福祉計画・第十次山口市介護保険事業計画」 策定方針

計画の趣旨

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、市町村が策定する法定計画です。現行計画の計画期間が令和 8 年度をもって終了することから、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第十一次山口市高齢者保健福祉計画」「第十次山口市介護保険事業計画」を一体的に策定する必要があります。

ついては、令和 8 年 3 月に国から介護保険事業計画策定の基本的考え方が示されたことを受け、両計画の策定にあたり、その基本的な考え方及び進め方を下記のとおり整理し、策定方針として定めたものです。

記

1 計画の位置付け及び法的根拠

- ・ 本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画として策定する「第十一次山口市高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画として策定する「第十次山口市介護保険事業計画」に位置付け、両法の規定に基づき一体のものとして策定します。
- ・ あわせて、本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に規定する市町村認知症施策推進計画を包含するものとします。
- ・ また、本市の最上位計画である山口市総合計画における健康福祉施策を具体化する部門計画に位置付けます。

2 計画期間

- ・ 令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年とします。

3 策定にあたっての基本方針

- ・ 本計画は、介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域において尊厳を持って安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目的として策定するものです。
- ・ 計画の策定にあたっては、国の介護保険制度改正の動向や 2040 年を見据えた高齢者施策の方向性を踏まえるとともに、本市における中長期的な人口動態、高齢化の状況、地域特性及び介護ニーズの変化を把握し、次の基本的な考え方に基づき策定します。

(1) 2040年を見据えた中長期的視点に立った計画策定

今後、2040年には85歳以上人口や認知症高齢者、医療と介護の複合ニーズを有する高齢者の増加が見込まれると同時に、生産年齢人口の減少が進行することを踏まえ、短期的な需給対応にとどまらず、2040年を見据えた中長期的な視点から介護サービス提供体制の在り方を検討します。

(2) 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保

地域ごとに高齢化や人口減少の進行状況、サービス需要の変化が異なることを踏まえ、施設サービス、居住系サービス及び地域密着型サービスを組み合わせ、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保に向けて検討します。

とりわけ中山間地域など、人口減少と高齢化の影響が大きい地域では、サービス提供体制の維持・確保が課題となっています。国において現在進められている、中山間・人口減少地域を対象とした新たな特例介護サービスの種類の検討状況を踏まえながら、こうした地域の持続可能な介護サービス提供体制の在り方について検討していきます。

(3) 地域包括ケアシステムの深化と自立支援・重度化防止の推進

重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を図ります。

あわせて、高齢者の自立した日常生活の支援及び要介護状態の発生・重度化防止を基本とし、介護予防・健康づくり施策や介護予防・日常生活支援総合事業の充実、住民主体の活動の促進など、地域全体で高齢者を支える取組を推進します。

(4) 医療・介護連携の推進

医療と介護の複合ニーズを有する高齢者の増加に対応するため、県や関係機関と連携し、在宅医療の整備状況や地域医療構想等との整合性に配慮しつつ、医療と介護の連携を強化します。

(5) 介護人材の確保と介護現場の生産性向上

将来的な介護サービス需要に対応するため、介護人材の確保・育成・定着の取組を進めます。

県や関係機関と連携し、処遇改善や多様な人材の参入促進に加え、介護テクノロジーの活用や業務の効率化等による生産性向上を図り、質の高い介護サービスが安定的に提供される体制の構築に努めます。

(6) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思と尊厳が尊重され、地域の中で希望を持って安心して暮らし続けることができるよう、認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、本市の実情に即した認知症施策を総合的に推進します。

4 策定体制

(1) 市民参加

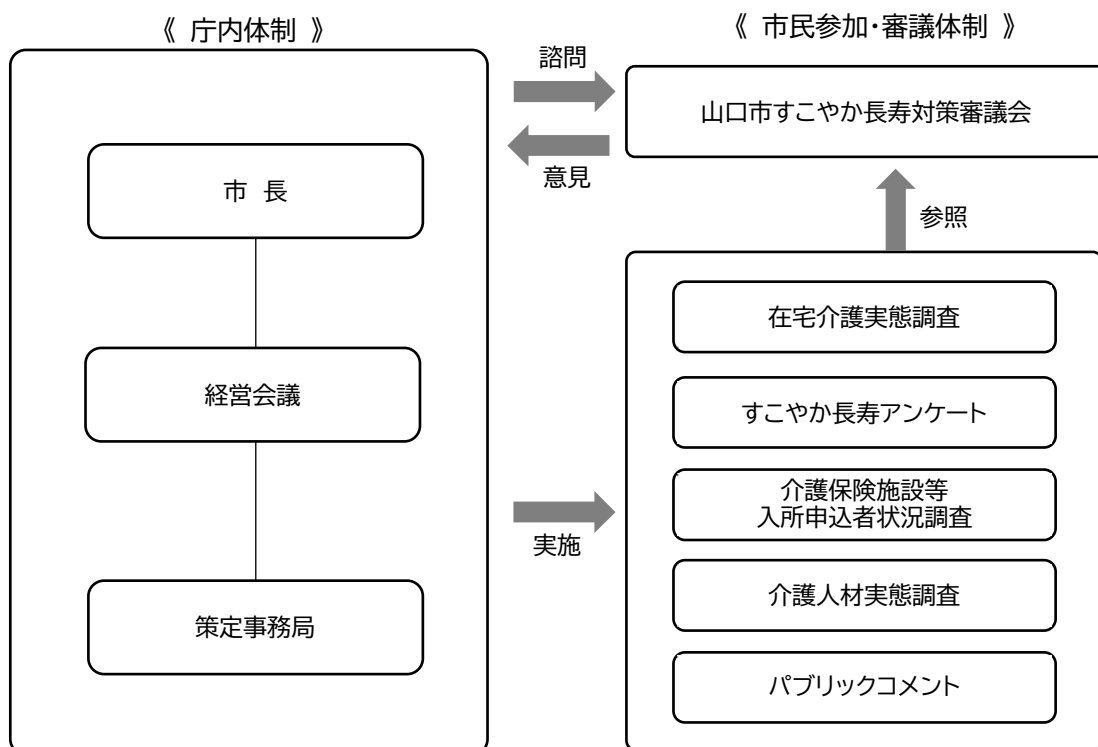
- ・ 高齢者の皆様の生活の状況や日常生活における支援ニーズの把握、介護現場の現状等を把握するため、高齢者、介護サービス事業所及び介護職員に各種アンケート調査を実施します。
- ・ 計画の策定にあたっては、市民の意見を幅広く反映することを目的として、パブリックコメントを実施します。

(2) 審議体制

- ・ 計画の策定にあたっては、学識経験者、介護関係者、地域団体等で構成する「山口市すこやか長寿対策審議会」において審議を行います。

(3) 庁内体制

- ・ 経営会議で、計画策定に係る重要な事項の協議を行います。
- ・ 計画策定に係る事務は、健康福祉部内の策定事務局（高齢福祉課・介護保険課）にて行います。



5 策定スケジュール

年月		予定
令和7年	8月	【審議会】 ・次期計画の策定について
	9月	
	10月	
	11月	【審議会】 ・次期計画の策定について ・各種アンケートの実施について
	12月	
令和8年	1月	
	2月	【審議会】 ・次期計画の策定について
	3月	【国からの基本的考え方の提示】
	4月	計画策定方針
	5月	【審議会】 ・計画策定方針について（報告）
	6月	【国からの基本指針案の提示】
	7月	【審議会】 ・アンケート結果概要報告 ・計画骨子案
	8月	
	9月	
	10月	【審議会】 ・計画一次素案 【審議会】 ・計画二次素案
	11月	
	12月	
令和9年	1月	
	2月	【審議会】 ・計画最終案
	3月	

・在宅介護実態調査
・すこやか長寿アンケート
・介護人材実態調査
・居宅介護支援事業所等
アンケート調査
・介護保険施設等入所申込
状況調査
・有料老人ホーム等入所申込
状況調査

経営会議・執行部説明会

パブリックコメント

介護保険料の最終設定

条例改正（保険料条例）

計画策定・公表

資料 第10期介護保険事業計画における基本的な考え方や方向性
(令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料 -抜粋-)

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、9期指針：令和6年厚生労働省告示第18号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

1

基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素

今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

<介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和7年12月25日)関係>

- 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等
- 地域包括ケアシステムの深化
 - ・ 医療・介護連携の推進
 - ・ 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援
 - ・ 介護予防の推進、総合事業の在り方
 - ・ 相談支援等の在り方
 - ・ 認知症施策の推進等
- 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援
 - ・ 総合的な介護人材確保対策
 - ・ 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進
- 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保
 - ・ 2040年を見据えた介護保険事業(支援)計画の在り方 等

<福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書」(令和7年12月18日)関係>

- 介護人材の確保・育成・定着 等

<「医療法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第87号)関係>

- 入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定
- 介護保険事業(支援)計画におけるロジックモデルの活用(医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和7年12月4日参議院厚生労働委員会))
- 本指針を定めるに当たり、即するものとされている医療情報化推進方針の策定(改正後の介護保険法第116条)等

2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日）（抜粋）

（中長期的な推計）

- 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化し、都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

（2040年に向けた地域課題への対応）

- 2040年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかになった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要である。
- このため、介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することが適当である。
 - ・ 2040年に向けての中長期的な推計
 - ・ 中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域
 - ・ 総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組
 - ・ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況
 - ・ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること
 - ・ 人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等に係る地域の目標及びその達成に向けた方策
- その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第10期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

次ページに続く

5

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定